

## 女満別福祉会の役員の報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、女満別福祉会の理事長・役員に対して支給する報酬および費用弁償の額、並びにその支給方法について定めることを目的とする。

### (報酬の額)

第2条 女満別福祉会の役員の報酬は別表のとおりとする。

### (報酬の支給日)

第3条 報酬の支払期日は、次のとおりとする。  
年度分を取りまとめて12月末日までに支給する。

### (費用弁償の支給)

第4条 女満別福祉会の役員の報酬及び費用弁償は、同一の日に2種以上の会議等に出席した場合は、重複して支給しない。

2 公務のため旅行したときは、女満別福祉会旅費規程による。

3 役員会等に出席したときの車賃（1キロメートルにつき）の支給に関しては、旅費規程10条1項 路程の1キロメートルにつき23円とし、片道2キロメートルを超える場合に限り別表を適用し支給する。

### 別表(第2条関係)

区 分	月額、日額の別	金 額
理 事 長	年 額	120,000円
評 議 員	日 額	4,000円
理 事	日 額	4,000円
監 事	日 額	4,000円
評議員選任・解任委員	日 額	4,000円
苦情相談員	日 額	3,000円

別表（第4条関係）

町 内 旅 費

（平成29年4月1日から施行）

用 務 地	金 額	用 務 地	金 額
巴 沢 5km	230円	開 陽 14km	644円
大 東 6km	276円	本 郷 5km	230円
湖 南 4km	184円	大 成 8km	368円
日 進 9km	414円	住 吉 6km	276円
中 央 4km	184円	豊 里 8km	368円
朝 日 5km	230円		

附 則 （平成17年12月1日制定）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、平成25年4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、平成29年4月1日から一部改正し施行する。